



発行
東京都

目次

117

規則

○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部政課）…
○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……（総務局行政部市町村課）…

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四百七十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の項二中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同項中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 規則第十二条第二項の規定による知事に提出すべき申請書等の受理
附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四百四十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の二の二の項二中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同項中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 規則第十二条第二項の規定による知事に提出すべき申請書等の受理
附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001